

手すりの市場と商品の安全対策（追加情報）  
（業界団体の取組、子供の身体発達）

目次

第1	業界団体の取組.....	2
1	製造事業者団体.....	2
2	認証機関.....	9
3	住宅生産事業者団体.....	10
第2	子供の身体発達.....	12
1	子供の身長の変化.....	12
2	子供の身体能力.....	14

## 第1 業界団体の取組

### 1 製造事業者団体

#### (1) 一般社団法人日本エクステリア工業会

##### ア 団体概要

金属製バルコニー等のエクステリア製品のJIS規格の標準化、製造及び組立施工技術の改善向上、製品の安全性・耐久性の確保による優れた製品を市場に提供する事業を通じ、会員各社と住宅産業の発展に寄与することを目的とした団体で、経済産業省製造産業局生活製品課の所管である。

##### イ 団体の取り扱う手すり

###### ① 対象と種類

- ・戸建住宅と共同住宅（低層階建アパート等）の手すりが対象である。戸建住宅と共同住宅で手すりの仕様に違いはない。なお、中高層マンションについては、工業会の対象外である。
- ・手すりの種類は、手すりと床をユニットとした製品「ユニットバルコニー」と、建物本体に取り付ける手すり部品「躯体式バルコニー用手すり」がある。出荷量の比率はおおよそ3：7で躯体式バルコニー用手すりが多い。
- ・躯体式バルコニー用手すりでは、腰壁に設ける掘込や中抜け部分の取付け高さや、空気の通る穴など、足掛かりになる部分への配慮については、建設業者の判断による。
- ・アルミの押し出し成型ができる製造事業者は限られており、多くは会員企業である。低層住宅での手すり製品では、会員企業の製品が市場に占める割合は大きい。
- ・輸入品の取り扱いほとんどない。各会員企業は主として国内生産（アルミ押し出し型材）をしている。

###### ② 手すりの発注者（デベロッパー等）について

- ・「フェンス」を手すりとして使用（施工）するなどの誤使用がないように、会員企業では、カタログやホームページなどで周知している。

###### ③ 点検・改修等

- ・改修専用の製品はなく、一般製品（新築用製品）を改修に使用している。ユニットバルコニーの場合はユニットごと取り換える。躯体式バルコニー用手すりの場合、取付け下地の劣化が問題となるが改修するか否かは工務店の判断による。
- ・木造住宅の場合は、アルミ製の躯体式バルコニー用手すりの耐久性が高いため取付け下地の方が早く劣化する。

##### ウ 団体のベランダの手すりに関する取組

###### ① 商品等の安全対策

- ・本工業会は、JISA:6601「低層住宅用金属製バルコニー構成材及び手すり構成材」の原案作成に参画しており、会員各社はJISの水準を満たした商品を製造している。
- ・会員各社では、BL基準やJISを参考に自社基準を定めているところもあり、バルコニー関連製品については、足が掛からないことを前提に製造している。
- ・本工業会は、アルミエクステリア製品の施工ガイドラインを作成し、ホームページ上で公表している。
- ・会員各社では、施工について研修で工務店に取付け方法を指導している。

（厚生労働省職業能力開発促進法に基づくバルコニー施工技能検定、受検準備講習会開催）

###### ② 消費者への注意喚起

- ・本工業会は、消費者に点検の重要性を意識してもらうため、アルミエクステリア製品の自主点検表をホームページに掲載している。

- ・本工業会は、ベランダに足掛かりになる物を置かないなどの使い方に関する注意喚起資料を作成し、会員各社に配布している。(同資料はホームページでも今後掲載予定)

③ 事故情報の収集

- ・事故情報は会員各社から工業会に報告することになっている。会員各社間で共有し、本工業会のCS委員会で対策を検討し、方針を決め、会員各社でそれぞれ対応している。

## (2) 一般社団法人日本アルミ手摺工業会

### ア 団体概要

安全性をはじめとするアルミ手すりの品質の向上、業界共通課題の共同研究への取組など、ユーザーの安全確保と建築物の価値向上に寄与することを目的とした団体である。

### イ 団体の取り扱う手すり

#### ① 対象と種類

- ・工業会では、市場に供給されている手すりを「格子タイプ」2種類、「ガラスパネルタイプ」2種類、「ルーバータイプ」2種類の計6種類に分類している。
- ・工業会（会員企業）のシェアはアルミ手すり市場の約54%である。
- ・輸入品の取り扱いはほとんどない。型材などを輸入することはあるが比率は低い。

#### ② 手すりの発注者（デベロッパー等）について

- ・民間マンションのデベロッパーからはB L認定品と同等またはそれ以上の性能（強度）を要求される場合も多いが、保険料などのコストがかかるためB L認定品を出荷することはあまりない。
- ・デベロッパーが示す仕様と設計事務所から示されたデザインに対して、新しい金型を製作し特注のアルミ型材を作り、要求に応じる場合もある。
- ・製造事業者は手すりの形や仕様の品ぞろえを各社独自に開発した商品にて用意して販売するが、多くの案件はデベロッパーや設計者が設計図書や仕様書に寸法、形、仕様を指定しており、その場合はこれに見合った製品で受注活動を展開するため、製造事業者は寸法、形、仕様などを変更することについては、提案や推奨はできても決定権を持たない。
- ・工業会が作成した基準は、低強度な製品が普及しないように設けられた最低基準であり、デベロッパーの方が高い基準を設定している。

#### ③ 点検・改修等

- ・改修専用の製品はなく、一般製品（新築用製品）を改修に使用している。ただし、施工年度により建物の躯体の状態（モルタル厚など）が違うので、躯体への取り付け方法が異なる。
- ・工業会での、改修における手すり出荷規模は、工業会全体の出荷量の約12%である。
- ・アルミ手すりの耐用年数が長いこともあり、現在ではマンションの長期修繕計画項目に手すりに関する項目は含まれていないことが多い。

### ウ 団体のベランダの手すりに関する取組

#### ① 商品等の安全対策

- ・工業会では、安全性をはじめとするアルミ手すりの品質の向上のため、「手すり強度のガイドライン（人的荷重編）」、「手すり強度のガイドライン（風荷重編）」という基準を作成し、ホームページ上で公開している。
- ・新規商品の開発では、子供に対する安全性について配慮し、必要に応じて実験を行うなどして検証することもある。

#### ② 消費者への注意喚起

- ・工業会では、「墜落防止手すりユニットご使用の手引き」を作成し、ホームページへの掲載、ゼネコン及びデベロッパーを通じて入居者に配布するなど、広く消費者への普及を図っている。
- ・「墜落防止手すりユニットご使用の手引き」では、墜落事故防止として、手すりの近くにエアコンの室外機やダンボール箱などの踏み台になるようなものを置かないように注意喚起しているほか、自主点検に関するチェック項目を掲載している。
- ・QRコードを載せた「注意喚起ラベル」を手すりのトップレールに貼り付け、手軽にスマートフォンから手引きの内容を確認できるシステムを導入した。

- ・ 今後は、点検に関することも盛り込むことを検討している。
- ③ 事故情報の収集
- ・ 団体として情報を収集していない。平成 17 年工業会発足以来、事故の報告はない。

### (3) 一般社団法人リビングアメニティ協会

#### ア 団体概要（定款第3条目的）

本協会は、住宅部品にかかる機能・性能、供給、施工、使用等に関して必要な調査研究等を行うことを通じて、安全で持続できる快適な住生活の実現と住宅部品の機能の確保、品質の向上等を図り、もって国民の住生活の向上と良質な住宅の供給・整備に寄与することを目的とする。

正会員は、本協会の目的に賛同して入会した住宅部品の製造又は供給を業とする法人である。

#### イ 団体の取り扱う手すり

##### ① 対象と種類

- ・協会は、集合住宅の住宅部品を扱っている企業が集まっているため、アルミ製品の占める割合が多いが、公共施設などではスチールやステンレスを使っているところもある。
- ・昭和40年代のBL認定品はスチールやステンレスが多かったが、今はアルミ製品が主流である。正式な数値ではないが、集合住宅の場合アルミ製が9割以上と推察される。
- ・地方の工務店などでは金物屋から型材を購入して、自社で組み立てているところもあり、製造事業者として販売していない手すりもある。特に戸建の手すりはその傾向がある。

##### ② 手すりの発注者（デベロッパー等）について

- ・BL認定品は主に公共住宅やUR都市機構で採用されている。
- ・民間事業では性能発注に近い方法をとっている。デベロッパーの内部基準で強度基準や仕様を持っているところが多い。強度基準はBL基準を満たしているものも多い。しかし、高さ45mを越える高層棟になると基準が無い場合も多く、案件ごとにデベロッパーと製造事業者との間で協議することとなる（耐風圧で決まる）。
- ・エアコンの屋外機を置くためのバルコニーの手すりは、屋外機の排気を逃がすために、下部をルーバーにする必要があるが、横ルーバーのデザインを希望されることが増えている。

##### ③ 点検・改修等

- ・新築用と改修用の手すりユニット自体（製品のデザインや仕様等）に関しては同じであるが、取付けの工法が異なる。
- ・協会が実施した調査では、給湯器などの設備に比べ、手すりの交換期間は長く、20年以上となっている。また期間が長いため、入居者自身に取り替える感覚がない。
- ・一般的には国土交通省の「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン、長期修繕計画作成ガイドラインコメント」（平成20年6月）に準じる36年である。
- ・東京都の管理組合向けのマニュアルでは毎年点検を行い、必要なら改修することとなっている。それは建築物の立地環境によって劣化の期間が異なるからである。例えば塩害を受ける地域では、内陸地域よりも劣化が早い。
- ・民間施設では、40年前後で改修することが多いと思われる。

#### ウ 団体のベランダの手すりに関する取組

##### ① 商品等の安全対策

- ・協会では、「住宅部品の残存率等推計調査」、「住宅部品における使用年数、不具合経験が消費者の安全意識に与える影響調査」などの調査や「住宅部品統計ハンドブック」の作成などを実施しており、会員企業に情報共有している。
- ・過去の不具合事例の分析から「施行ガイドライン」を作成し、ホームページに掲載している。
- ・会員企業は、BL認定の商品を製造している。
- ・会員企業が製造しているBL認定品は、主に公共住宅やUR都市機構で採用されているが、民間デベロッパーにおいても手すりの強度要求はBL認定品と同等のものを求められる場合が多く、デベロッパーの基準を満たした商品を製造している。

- ・会員企業では、子供の転落防止に向けた安全に配慮した手すりの開発・検討に取り組んでいる。
- ② 消費者への注意喚起
- ・住宅部品の点検チェックツールとして、「自分で点検！ハンドブック」、「住宅部品の自主点検表」を作成している。
  - ・「自分で点検！ハンドブック」については、消費者への普及のために、消費者庁消費者教育ポータルサイトに教材として登録し、また、全国消費生活相談員協会と連携して、ハンドブックの紹介チラシの配布などを実施している。
  - ・手すりの劣化についての定期点検を勧めるパンフレット「アルミ手すり 定期的な点検のおすすめ」（リビングアメニティ協会、日本アルミ手摺工業会、建築改装協会、ベターリビング、2015.9）を4団体共同で作成し、協会ホームページでも公開している。
- ③ 事故情報の収集
- ・協会では事故情報を集めていない。

#### (4) 一般社団法人建築改装協会

##### ア 団体概要（定款第4条目的）

当法人は、建築改装事業に係わる特定の工法およびこれに関連する工事の品質と施工技術の向上を図り、快適空間快適環境の創造に参画し、業界の健全な発展と社会に貢献することを目的とする。

##### イ 団体の取り扱う手すり

###### ① 対象と種類

- ・中高層集合住宅の手すりが対象である。戸建住宅は含まない。
- ・改修用手すりは支持方式により3種類に分かれる。支持方式は「壁支持方式」「方立支持方式」「床支持方式」の3種類があり、建築改装協会では躯体への影響が少ない「壁支持方式」「方立支持方式」を採用し、「協会型」と呼んでいる。
- ・サッシ等の改修に比べて手すりの改修事業費は少ない。2012年以降、3～4億円/年と想定されている。改修の優先度はサッシ、玄関ドア、手すりの順である。
- ・現在行われている手すり改修は、鋼製（スチール製）からアルミ手すりへの交換がほとんどである。

###### ② 手すりの発注者（デベロッパー等）について

- ・建築基準法の規定である床面から1100mmを遵守している。そのほかにB Lの安全基準では、足がかりの高さに配慮した手すりの高さについて規定されているが、その基準を遵守するかはデベロッパーや設計事務所の判断による。

###### ③ 点検・改修等

- ・専用部（バルコニー側）の定期点検は、居住者の了承が必要であるため難しい。共用部（共用廊下側）については、元請けの施工会社が点検を実施している。製造事業者が直接点検することはないが、点検に同行し助言することはある。
- ・改装手すりとは新築手すりの仕様が違うため、部材寸法が若干異なる。

##### ウ 団体のベランダの手すりに関する取組

###### ① 商品等の安全対策

- ・協会が開発した「改修用手すり」がB L認定商品となっている。
- ・ベターリビングが推奨する「特定部品にかかる優良取替事業」の取替工事管理者の指定講習機関に認定されている。
- ・子供に特化したものではないが、B Lの仕様を守り、手すり性能の安全性を確保している。
- ・B L部品の採用を前提に発注者と協議の上仕様を決定し、その仕様を満たす部材寸法の製品を供給している。

###### ② 居住者への注意喚起

- ・各会員企業は、商品に「乗り越え防止シール」を貼ることで、消費者に注意喚起をしている。
- ・各会員企業の中には、独自のパンフレットを用意して、窓口業者を通じての配布を行っているところもある。

###### ③ 事故情報の収集

- ・取付けの不具合による事故は各会員企業で対応している。改修後の手すりの落下事故報告は今まで上がっていない。
- ・現在のところ、転落事故については把握していない。



## 2 認証機関

### (1) 一般財団法人ベターリビング

#### ア 団体概要

この法人は、優良住宅部品（B L部品）認定事業を中心とし、住宅及びその他の建築並びにこれらを構成する住宅部品及び建材の設計、生産、供給、リフォーム、メンテナンス等（以下、「住宅の供給等」という。）にかかる技術又はシステムに関する開発、評価、普及等を進めている。これらにより、住宅の供給等の合理化を促進し、あわせて安全で、持続可能な、より良い住まいと暮らしの実現を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

#### イ 団体の取り扱う手すり

##### ① 対象と種類

- ・優良住宅部品（B L部品）認定制度の認定の枠組みは「認定基準」（認定の大枠）、「評価基準」（数値的な規定）、「性能試験方法書」（確認方法）の3点で構成される。
- ・「墜落防止手すり」の対象は、廊下用、バルコニー用、窓用である。
- ・一般に木造の戸建住宅で用いられる手すりは、収まりが異なるためB L認定の対象外となる。

##### ② 手すりの発注者（デベロッパー等）について

- ・B L認定部品は公共住宅（公営・公社住宅、UR住宅等）での多くの採用実績があり、製品の仕様基準としてB Lの認定基準が参考とされることも多い。
- ・住宅の設計者が、意匠上の理由、製品に貼付される製造企業のマークなどを嫌うことが多く、不具合が生じた際に製造元を把握できないといった事例が多い。

##### ③ 点検・改修等

- ・一般に、アルミ手すりの点検・交換が必要という認識が低く、計画的な点検があまり行われていない。なお、「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン、長期修繕計画作成ガイドラインコメント」（平成20年6月）にスチール手すりは「36年で交換」とあるが、「アルミ手すり」については記載がない。

#### ウ 団体のベランダの手すりに関する取組

##### ① 商品等の安全対策

- ・品質、性能、アフターサービス等に優れた住宅部品の認定を行い、普及促進を図り、住生活水準の向上と消費者保護を推進することを目的に優良住宅部品（B L部品）認定制度を創設しており、「墜落防止手すり」も対象としている。
- ・事故につながる手すりの劣化事故は、「手すり子が外れる」ものが多い。接合部のビスが緩んでいたたり、錆びたり、取れていたり、欠損していたところに人がぶつかった拍子に落下し事故となった事例が数例報告されている。現在、劣化事故防止に力を入れているUR等と、手すりの点検のあり方について検討を進めている。

##### ② 消費者への注意喚起

- ・B L認定企業や生産団体と協働しパンフレットの作成を行っている。また、公共住宅事業主体に協力頂き、情報発信を行っている。

##### ③ 事故情報の収集

- ・製品の不具合情報は、製造企業や住宅の管理会社にとって公にたくない情報となることから把握が難しい。
- ・事故となった不具合については情報を入手できるよう努めている。
- ・B L保険適用事項になった事故は事例を把握することができる。

### 3 住宅生産事業者団体

#### (1) 一般社団法人住宅生産団体連合会

##### ア 団体概要

住宅は、個人にとって大切な生活基盤であり、社会にとっても環境・防災・まちづくり等の点で、大切な資産である。住宅産業に係る社会的な要請や業界内部の諸問題に対応し、住宅の質及び住生活の向上に寄与することを目的として設立された。これから目指すべき日本の住宅及び住環境のありようを明らかにしながら、質の高いストックの形成と住環境の充実に向けて活動している。

##### イ 団体の取り扱う住宅

###### ① 対象と種類

- ・連合会に加盟する大手8企業の戸数シェア率は、戸建住宅がおよそ20%前後、共同住宅・長屋約40%程度である。戸建住宅は、中小工務店の販売戸数も多い。共同住宅は2～3階建、6戸程度のアパートが多い。
- ・日本プレハブ新聞6月号によれば、2016年度の構造別販売戸数は次の通りである。大手8社の低層共同住宅市場は約24万7千戸である。内訳は鉄骨プレハブが約9万戸、在来木造が約8万戸、ツーバイフォーが約7万4千戸、木造プレハブ（木質パネル）が約3千戸である。RC造はほとんど販売されていない。
- ・全国で性能表示制度を活用している割合は、全体で22.3%、戸建住宅は21.6%、共同住宅は22.9%（平成26年度）である。
- ・大手8社の戸建・共同住宅等の販売戸数の約90%が性能表示制度を活用しているが、大手8社以外の一般在来では約11%と活用している割合は低い。
- ・戸建住宅と共同住宅等で手すりの仕様（高さ、強度等）に違いはなく、安全に関わる性能は同じである。しかし、一般的に戸建住宅よりも共同住宅の方が家賃に関わるのでローコストでシンプルなデザインが多い。

###### ② 顧客（消費者）からの要求等

- ・子供がいない家庭で、見晴らしを良くするために手すりを低くしてほしいという要望があったことがある。戸建住宅でも階数が3以上である場合、床面から1100mm以下は建築基準法上施工できないことを伝えている。

###### ③ 点検・改修等

- ・リフォームの時に手すり改修することは少ないが、手すり改修する場合は同じ製品を使う。改修用、新築用の製品のの違いはない。点検時には手すりの固定状況などを検査している。

##### ウ 団体のベランダに関する取組

###### ① 商品等の安全対策

- ・住宅の手すりについては、高さとしがかりに配慮している。これらは設計をする上での常識として盛り込んでいる。それらを配慮した数種類のメニューから顧客が選択する。
- ・会員大手メーカーでは、耐荷重（水平、鉛直）、耐久性（塗膜関係）、デザインの3点を主に配慮している。
- ・大手メーカーでは定期点検がある。一例では、5年毎に防水の状況、基礎等の構造躯体の状況、手すりを含む基本的な構成部材の状況などを点検し、一例では、築30年までは無料、築30年を超えると有料となる。
- ・戸建て住宅では室外機を床置きにすることが多いため、室外機の取付け位置は足がかりとならないよう注意を払っている。共同住宅では軒から吊る事例も多い。

② 消費者への注意喚起

- ・各住宅メーカーは住宅の引き渡し時に「住宅の取り扱い説明書」をお客様に渡している。その中に、足場となる踏み台を置かないなど、手すりからの転落の注意喚起に関する事項が含まれている。

③ 事故情報の収集

団体として事故情報の収集は行っていない。

## 第2 子供の身体発達

### 1 子供の身長の変化

「乳幼児身体発達調査（厚生労働省、平成22年）」の身長比較の表及び図を以下に示す<sup>1</sup>。

表 身長比較

年・月齢	男子						女子					
	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
出生時	50.0	50.2	49.7	49.6	49.0	48.7	49.8	49.7	49.3	48.9	48.4	48.3
0年1～2月未満	55.4	56.1	56.0	56.7	56.2	55.5	54.2	54.9	55.2	55.6	54.9	54.5
2～3	58.5	60.1	59.8	60.3	60.0	59.0	57.2	58.5	58.4	58.9	58.7	57.8
3～4	60.9	63.0	62.7	63.2	62.9	61.9	59.9	61.3	61.1	61.5	61.6	60.6
4～5	63.2	65.1	64.9	65.4	65.2	64.3	61.9	63.5	63.3	63.6	63.7	62.9
5～6	65.5	66.7	66.6	67.1	66.8	66.2	64.0	65.2	65.3	65.4	65.4	64.8
6～7	67.0	68.2	68.1	68.5	68.3	67.9	65.4	66.6	66.8	66.8	66.9	66.4
7～8	68.5	69.5	69.4	69.7	69.6	69.3	66.8	67.9	68.2	68.1	68.1	67.9
8～9	69.7	70.7	70.8	70.9	70.9	70.6	68.2	69.1	69.4	69.3	69.3	69.1
9～10	70.8	71.9	72.0	72.0	72.0	71.8	69.4	70.4	70.6	70.6	70.5	70.3
10～11	72.0	73.1	73.2	73.2	73.2	72.9	70.4	71.8	71.8	71.8	71.6	71.3
11～12	73.1	74.2	74.3	74.3	74.4	73.9	71.6	73.0	73.0	73.0	72.7	72.3
1年0～1月未満	74.1	75.4	75.5	75.4	75.5	74.9	72.7	74.2	74.1	74.2	73.8	73.3
1～2	75.1	76.5	76.6	76.5	76.5	75.8	73.5	75.2	75.1	75.3	74.9	74.3
2～3	75.8	77.6	77.6	77.6	77.5	76.8	74.5	76.1	76.2	76.4	76.0	75.3
3～4	76.7	78.5	78.5	78.6	78.4	77.8	75.2	77.0	77.3	77.4	77.0	76.3
4～5	77.5	79.3	79.3	79.7	79.4	78.8	76.2	77.9	78.2	78.4	78.0	77.2
5～6	78.4	80.1	80.1	80.6	80.2	79.7	77.1	78.7	79.0	79.4	79.1	78.2
6～7	79.4	80.8	81.0	81.5	81.1	80.6	77.8	79.5	79.9	80.3	80.0	79.2
7～8	80.1	81.6	81.9	82.4	82.1	81.6	78.5	80.2	80.8	81.1	81.0	80.1
8～9	80.7	82.4	82.8	83.2	83.0	82.5	79.2	80.9	81.7	81.9	81.9	81.1
9～10	81.4	83.2	83.6	84.0	83.9	83.4	79.9	81.8	82.6	82.7	82.7	82.0
10～11	82.2	84.1	84.4	84.6	84.8	84.3	80.6	82.7	83.4	83.3	83.6	82.9
11～12	83.0	84.9	85.2	85.3	85.5	85.1	81.4	83.7	84.1	83.9	84.4	83.8
2年0～6月未満	85.0	87.1	87.2	87.4	87.1	86.7	83.7	86.1	86.3	86.0	86.0	85.4
6～12	88.5	90.8	91.1	91.3	91.0	91.2	87.2	89.5	90.2	90.1	89.9	89.9
3年0～6月未満	91.9	94.4	94.8	95.0	94.7	95.1	90.7	93.0	93.9	94.0	93.7	93.9
6～12	95.0	97.8	98.2	98.6	98.3	98.7	94.1	96.4	97.5	97.7	97.4	97.5
4年0～6月未満	98.2	101.2	101.5	102.1	101.6	102.0	97.3	99.8	100.9	101.3	101.0	100.9
6～12	101.4	104.3	104.6	105.4	104.9	105.1	100.4	103.1	104.1	104.7	104.3	104.1
5年0～6月未満	104.4	107.1	107.6	108.6	108.1	108.2	103.3	106.2	107.1	107.9	107.6	107.3
6～12	107.4	109.6	110.6	111.6	111.4	111.4	106.3	109.1	109.8	110.9	110.8	110.5
6年0～6月未満	…	…	113.6	114.5	114.9	114.9	…	…	112.2	113.8	113.8	113.7

<sup>1</sup> 「乳幼児身体発達調査（平成22年）」（厚生労働省）を加工して作成

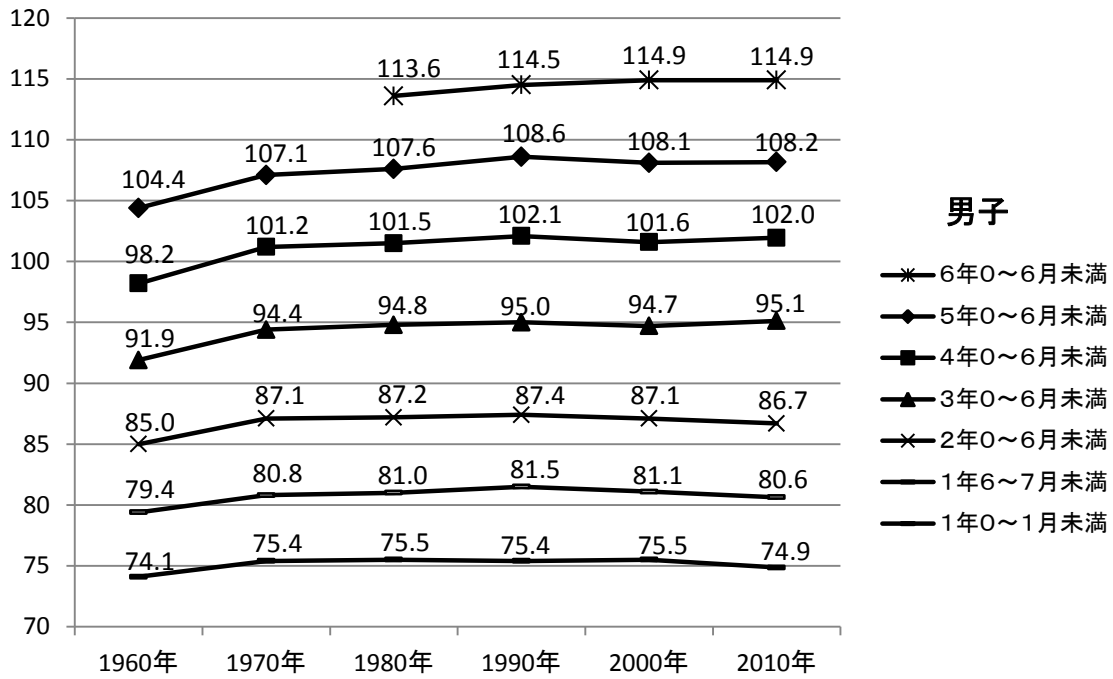


図 身長比較 (男子)

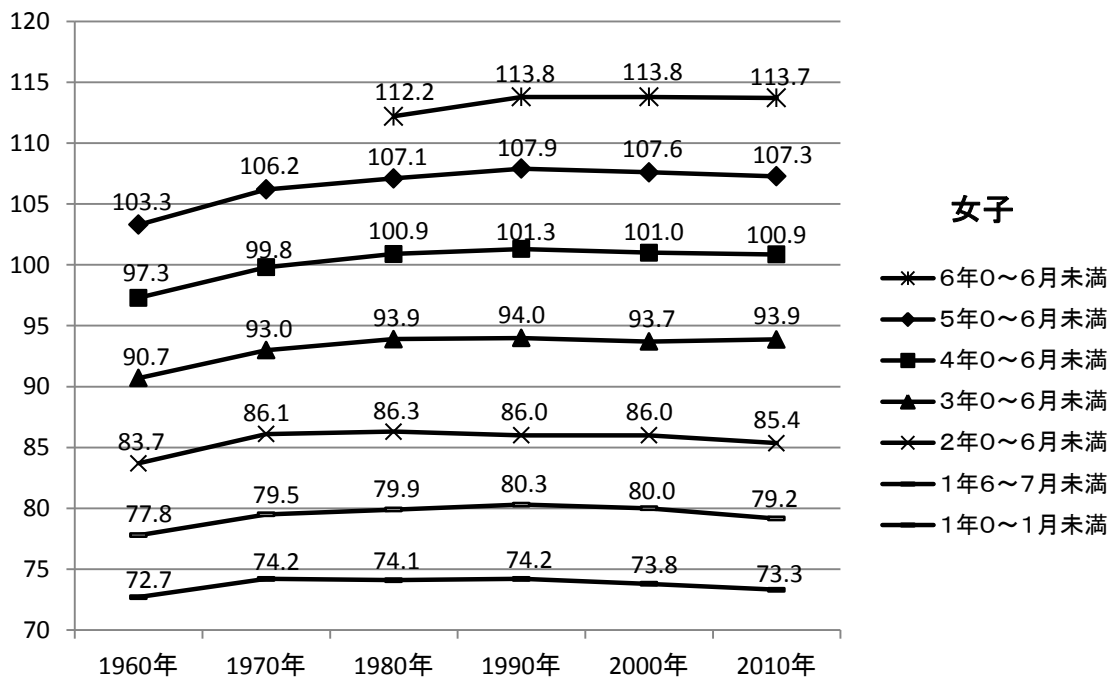


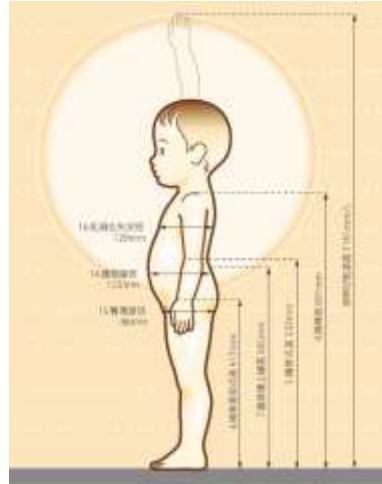
図 身長比較 (女子)

## 2 子供の身体能力

### (1) 子供の身長と背伸び到達点 (再掲)

表 子供の年齢別 身長と背伸び到達点<sup>2</sup>

年齢	身長 (mm)	背伸び到達点 (mm)
1歳	738	910
1歳6か月	783	936
2歳	836	962
2歳6か月	880	1067
3歳	921	1153
4歳	998	1203
5歳	1061	1355
6歳	1132	1484
7歳	1193	1534
8歳	1246	1658
9歳	1297	1687



### (2) 子供が乗り越えられる高さ (再掲)

表 子供が乗り越えられる高さ<sup>3</sup>

年齢	乗り越えられる高さ (mm)	
	平均	最大
4歳	695	850
5歳	848	1000
6歳	947	1125
7歳	1023	1125



<sup>2</sup> 「子どものからだ図鑑 キッズデザイン実践のためのデータブック」(2013年10月、企画・監修 産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター、日本インタラクティブデザイナー協会、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会)

<sup>3</sup> 同上